

次世代育成支援対策推進法

# 入間市特定事業主行動計画Ⅱ

(後期計画)

～ 元気な入間 育児に親しむ職員プログラム ～



令和2年4月

入 間 市

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づき、  
特定事業主行動計画Ⅱ（後期計画）を次のとおり策定する。

令和2年4月1日

入間市長  
入間市議会議長  
入間市教育委員会  
入間市選挙管理委員会  
入間市代表監査委員  
入間市農業委員会

次世代育成支援対策推進法

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

## 入間市特定事業主行動計画 目次

### I 総論

1	目的	1
2	計画期間	1
3	計画の推進体制	1

### II 具体的な内容

1	妊娠中及び出産後における配慮	1
2	男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進及び意識啓発	1
3	育児休業等を取得しやすい環境の整備等	2
4	時差出勤の導入	3
5	時間外勤務等の縮減	3
6	休暇の取得の促進	4
7	職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の 是正のための取組み	4
8	子育てバリアフリーに関する取組み	5
9	子ども・子育てに関する地域貢献活動等への参加の促進	5

# 入間市特定事業主行動計画Ⅱ（後期計画）

## ～ 元気な入間 育児に親しむ職員プログラム ～

### I 総論

#### 1 目的

次世代育成支援対策推進法第7条第1項に規定する行動計画策定指針に掲げられた基本的視点と男女共同参画社会の理念を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定する。

#### 2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

#### 3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各任命権者の人事担当課が連携を図る。
- (2) 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- (3) 仕事と子育ての両立等についての情報提供等を行う担当を各任命権者の人事担当課に置く。
- (4) 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- (5) 本計画の実施状況については、各任命権者の人事担当課が適宜に把握し、その結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

### II 具体的な内容

#### 1 妊娠中及び出産後における配慮

- (1) 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
- (2) 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- (3) 所属長は、業務上において妊娠中及び出産後の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- (4) 所属長は、妊娠中及び出産後の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務等を原則として命じないこととする。

#### 2 男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進及び意識啓発

- (1) 子育ての始まりの時期に親子の時間を大切に、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、全ての男性職員に対し、子

どもの出生時に取得できる特別休暇及び育児休業について周知し、これらの休暇の取得を促進する。併せて、年次有給休暇の取得促進を図るため全ての職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めていく。

- (2) 男性職員から配偶者が妊娠した旨の報告があった場合には、出産準備のための両親学級<sup>(※1)</sup>等へ積極的に参加するよう呼びかける。

※1 両親学級とは、妊娠された方とその夫を対象に、健やかに赤ちゃんを産み育てていくための教室。妊娠中の過ごし方や食事、歯についての話、沐浴実習や妊婦・育児体験を行う。

◎ 以上の取組みを通じて、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率を80%とする。  
(目標達成年度：令和6年度)

### 3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

#### (1) 男性職員の育児休業等の取得促進

男性職員も育児休業、育児短時間勤務又は部分休業を取得できることについての周知等、男性職員の育児休業等の取得を促進するための措置を実施する。(新規)

#### (2) 育児休業等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を所属に通知・配布し、制度の周知を図る。
- ② イン트라ネット等を利用し、育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。
- ③ 妊娠を申し出た職員又は配偶者が出産を控えている職員に対し、育児休業等の制度・手続について説明を行う。
- ④ 各種研修等において、育児休業制度や子育て支援対策全般について説明を行う。

#### (3) 育児休業等経験者に関する情報提供

育児休業等を実際に取得した職員の体験等をもとに、取得することのメリットの周知を行い、取得に対する職員の不安軽減を図る。(新規)

#### (4) 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 所属長は、育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに業務分担や人員配置の見直しを行い、又は応援体制を整える。
- ② 定例課長会議等の場において、定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、特に男性職員の取得促進のため職場の意識改革を推進する。

#### (5) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 所属長又は各任命権者の人事担当課は、育児休業中の職員に対して、休業期間中に庁内及び所属において配布される各種通知文書等を送付して情報の共有化を継続し、円滑な職場復帰を支援する。

- ② 復職時における不安等を軽減するため、研修等を実施する。
- ③ 早出・遅出勤務を行っている職場における所属長は、育児時間休暇及び部分休業取得者については、原則として通常の勤務時間とするよう配慮する。

(6) 育児休業等を取得した職員の代替要員の確保

- ① 人員配置の見直しや応援体制等によって、育児休業取得職員の担当している業務を遂行することが困難なときは、育児休業取得職員と同一の任用方法による代替職員を配置するよう努める。(新規)
- ② 上記職員配置ができない場合、または出産休暇等の場合は、パートタイム職員等の活用による適切な代替要員の確保を図る。

◎ 以上の取組みを通じて、育児休業等の取得率を、女性職員については、取得希望者の100%が取得している現状を維持するように努め、男性職員については、短期間及び長期間を合わせ5%とする。

(目標達成年度：令和6年度)

4 時差出勤の導入

育児を行う職員の福祉の増進及び公務能率の向上のため、これらの職員に時差出勤を適用することについて検討を行う。

5 時間外勤務等の縮減

(1) 中学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度の周知

中学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

(2) ノー残業デー等の徹底

ノー残業デーについて、庁内放送等による周知を図るとともに、管理職が率先して定時退庁を行うよう促す。

(3) 時間外勤務等の縮減のための方策等

① 時間外勤務縮減の取組みの重要性について、時間外勤務縮減運動の実施及び特別勤務時間制度の試行を通じて管理職を含む職員への意識啓発を図る。

② 所属長は、厚生労働省の「労働時間の適正把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、引き続き職員の時間外勤務の適正把握を行うとともに、上限時間（原則月45時間以下、年360時間以下）の設定、一定の時間数を超える職員に対する健康管理等、適切な運用を図っていく。(新規)

③ 職員の健康管理、事務の効率性の観点から、ノー残業デー以外の日は、原則として20時15分を退庁時間と設定する。(新規)

- ④ 健康管理の観点から、管理職の週休日の振替、代休日の指定及び特例勤務時間制度の活用の推進を図る。(新規)

#### (4) その他

時間外勤務等の多い職員に対し、産業医による保健指導事業等を実施し、職員の健康面の配慮を充実させる。

### 6 休暇の取得の促進

#### (1) 年次有給休暇の取得の促進

- ① 様々な機会において、定期的に年次有給休暇の取得促進を働きかけ、職場の意識改革を行う。
- ② 所属長は、部下の年次有給休暇の取得状況を適宜把握するとともに、年間 10 日以上年次有給休暇が付与される職員に対し、5 日以上取得を確実にするよう、各所属において意識づけを行う。(新規)
- ③ 所属長は、業務予定を早期に職員に周知することにより、職員の計画的な年次有給休暇の取得の促進を図る。
- ④ 所属長は、業務分担・体制を工夫し、見直すことにより、年次有給休暇が取得しやすい体制を整備する。

#### (2) 連続休暇等の取得の促進

- ① 週休日、休日、夏季休暇等と組み合わせての年次有給休暇の取得の促進を図る。
- ② 子どもの予防接種実施日、授業参観日等における年次有給休暇の取得について意識啓発を行う。
- ③ リフレッシュ休暇対象者への取得促進を図るとともに、年次有給休暇と組み合わせて取得することによる長期休暇の取得について意識啓発を行う。
- ④ 夏季休暇の連続取得による長期休暇の取得について意識啓発を行う。
- ⑤ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次有給休暇の取得について意識啓発を行う。
- ⑥ ゴールデンウィーク等の連続休暇期間における会議、事業等の自粛に努める。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>◎ 以上の取組みを通じて、職員 1 人当たりの年次有給休暇の取得日数割合について、前回計画の目標を継続し、平均 16 日とする。<br/>(目標達成年度：令和 6 年度)</li></ul> |
|---|

#### (3) 子どもの看護のための特別休暇等の取得の促進

子の看護休暇等の特別休暇制度を周知し、取得の促進を図る。

### 7 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組み

- (1) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正について研修を通じた意識

啓発を行う。

- (2) 女性職員が、仕事上のキャリアアップ、自己啓発、昇任等や仕事と家庭の両立などについて相談をすることができる、女性の管理職によるアドバイザースタッフを設ける。
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止のための研修を通じた意識啓発を行う。
- (4) 子育て家庭への理解促進のための研修を通じた意識啓発を行う。(新規)
- (5) 新任の課長職を対象とした研修においてイクボス宣言を実施し、職員が働きやすい職場環境の整備に努める。(新規)

## 8 子育てバリアフリーに関する取組み

子どもを連れた市民等が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組みを推進する。

## 9 子ども・子育てに関する地域貢献活動等への参加の促進

### (1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ① 地域の子ども・子育てに関する活動に職員が積極的に参加するよう意識啓発を行う。
- ② 所属長は、職員が地域の子ども・子育てに関する活動に参加しやすい職場の環境づくりに配慮する。

### (2) 子どもの体験活動等の支援

- ① 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。
- ② 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。

### (3) 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ① 交通事故予防について通達等により意識啓発活動を行う。
- ② 職員に対して交通安全研修及び安全運転研修を実施する。

### (4) 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加について意識啓発を行う。

入間市特定事業主行動計画Ⅱ（後期計画）

令和2年4月発行

発行 入間市総務部人事課

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

電話：04（2964）1111

FAX：04（2964）0232